

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の二及び第三十八条の三の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一時計、業務書類等の備付けの省略

次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備付けを省略することができる。

無線局の種別	<p>一 (一) 地上基幹放送局、地上基幹放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。以下同じ。）、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、非常局、基幹放送を行う実用化試験局、標準周波数局及び特別業務の局（無線局根本基準第七条の三に規定するものを除く。）以外の無線局</p> <p>(二) 無人方式の無線設備の局（(一)の無線局を除く。）</p>	省略できる時計、業務書類等の範囲	時計
--------	--	------------------	----

改正前	一 [同上]	無線局の種別	<p>一 (一) 地上基幹放送局、地上基幹放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。以下同じ。）、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、非常局、基幹放送を行う実用化試験局、標準周波数局及び特別業務の局以外の無線局</p> <p>(二) 無人方式の無線設備の局（(一)の無線局を除く。）</p>	省略できる時計、業務書類等の範囲	時計
-----	--------	--------	---	------------------	----

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]

[略]